

藤沢都市計画土地地区画整理事業の決定（藤沢市決定）

都市計画村岡・深沢地区土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		村岡・深沢地区土地地区画整理事業		
面 積		約 7.3 ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・16号藤沢村岡線	
		幹線街路	3・4・23号村岡新駅南口通り線	
	土地利用を考慮して、幅員6m～12mの区画道路を適正に配置する。			
	公園及び緑地	種 別	名 称	これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		街区公園	2・2・71号十二天公園	
公園については、新駅北口区域に面積約4,700㎡以上を確保し、土地利用計画を考慮したうえで、適切な規模の街区公園を配置する。				
その他の公共施設	下水道計画における排水処理の排除形式は分流式とし、流末の公共下水道幹線に接続する。なお、区域内の雨水については、分流式で排水するものとし、雨水流出を抑制するための調整池を配置する。			
宅地の整備	<p>都市拠点に相応しい新たな研究開発拠点の形成を図るため、適切な規模の研究開発施設用地を配置するとともに、地域の交流施設や生活サービス施設を整備する。</p> <p>施行区域の整備にあたっては、隣接する鎌倉都市計画土地地区画整理事業（村岡・深沢土地地区画整理事業）との一体性に配慮する。</p>			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり